資料６

盲ろう者の高齢化に伴う対応について（報告）

１．現状（令和3年4月時点）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年代 | 人数 | 割合 |
| 20代 | 1 | 1％ |
| 30代 | 5 | 4％ |
| 40代 | 7 | 6％ |
| 50代 | 12 | 11％ |
| 60代 | 31 | 27％ |
| 70代 | 35 | 30％ |
| 80代 | 23 | 20％ |
| 90代 | 1 | 1％ |
| 計 | 115人 | 100％ |

　　　（１）登録盲ろう者　115人

（２）施設入所者　28人

（３）年齢区分　右図のとおり

２．現行制度（派遣要綱抜粋）

　　第５条（派遣時間等）

　　　府は、１枚の利用券に対して、１人の通訳・介助者を派遣するものとする。ただし、１回当たりの通訳・介助者の派遣時間が概ね１時間30分を超え、かつ、通訳しようとする情報の量が多いと認められる場合は、１枚の利用券に対して、２人の通訳・介助者を派遣することができる。

３．取り組み状況

|  |  |
| --- | --- |
| 年 | 実施内容 |
| 令和元年 | ・養成研修「移動介助実習」に「車いす講習」を導入。 |
| 令和２年 | ・盲ろう者通訳・介助者の登録調書に介護福祉士及び介護職員初任者研修（ホームヘルパー養成研修を含む）について記載する欄を追加。・既に登録している通訳・介助者については、随時確認。・派遣依頼の状況（歩行困難の程度を含む。）に応じて、これら有資格者等を優先的にコーディネート。 |

４．国への確認

　（以下、確認結果）

地域生活支援事業の派遣事業の目的は、あくまでも意思疎通支援を行うことであるため、身体介護のみを行う盲ろう者通訳・介助員の派遣は適切でなく、認められない。